

## 学校法人酪農学園ガバナンス・コード自己点検結果報告書

学校法人酪農学園は、適切なガバナンスを確保して時代の変化に対応した学校づくりを進めることを目的として、2020年7月22日、学校法人酪農学園ガバナンス・コードを定めました。

当該ガバナンス・コードの実践を通じて、教育・研究・社会貢献機能を高めるとともに、経営の透明性を高めて社会への説明責任を果たすため、毎年度、その適合状況に関する報告書を公表いたします。

点検基準日：2023年9月20日

第1章 自主性・自立性	適合状況
1-1 建学の精神	○
1-2 教育の研究の目的	○
第2章 安定性・継続性	適合状況
2-1 理事会	○
2-2 理事	△（特記事項1参照）
2-3 監事	△（特記事項2参照）
2-4 評議員会	○
2-5 評議員	△（特記事項3参照）
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況
3-1 学長、校長等	○
3-2 教授会	○
第4章 公共性・信頼性	適合状況
4-1 学生・生徒に対して	○
4-2 教職員等に対して	○
4-3 社会に対して	○
4-4 危機管理及び法令順守	○
第5章 大学を設置する学校法人としての透明性の確保	適合状況
5-1 大学を設置する学校法人としての情報公開	○

○・・・適合している △・・・一部改善が必要

### 特記事項1

2-2 (4) 全理事に対し、十分な研修の機会を提供し、その内容の充実に努めます。

財務状況、中期計画などに関し、学園現場の実態を多方面から認識していただけるように工夫していく。

### 特記事項2

2-3 (5) 監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

学園の財政的課題も大きいことから、当面、行政等経験者の法務・法制担当者を置くこととし、状況を見据えた上で、常勤監事の設置について、検討していく。

### 特記事項3

2-5 (2) ① 評議員に対し、付議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

2-5 (2) ② 評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

現在は、評議員個々からの情報提供要望に応える形でレクチャーを行っている事例はあるが、体系立ててはいない。特に対学外評議員に関しては改善が必要である。